

カルガリー新移住者協会会則

第一章 総則

第一条 会の名称

会の名称をカルガリー新移住者協会と呼び、英語では、The New Japanese Canadian Association (Calgary) と称す。(以下本会と言う)

第二条 目的

本会は左記の目的遂行のための諸活動を行う。

- 一、会員相互の親睦と福利厚生を図る。
- 二、会員及び日系社会全体の発展と社会的地位の向上を図る。

第三条 組織

本会は、本会の主旨に賛同する個人および家族をもって構成する

第四条 運営

本会は、会員の自由な判断により選挙を行い役員を選出し、総会を開き、会員の参加による、規約に基づいた民主的な活動によって運営される。

第五条 財源

本会の財源は年会費、寄付、及び諸活動によって得る収益を基本的財源とする。

第六条 総会

総会は、本会の最高議決機関である。

第二章 細則

第一条 会員

本会の会員は、本会の主旨に賛同する日系人及びその他の個人、その家族、団体を対象とし、役員会の決定する会費を期日までに納入する事により会員資格を得る。

第二条 会費

- 一、会費は世帯（個人または夫婦）を一単位とし、役員会に於いて設定・徴収する。
- 二、会員は原則として会計年度初め三ヶ月以内に会費を納入しなければならない。なお退会時に会費の払い戻しは行わない。

第三条 会計年度

本会の会計年度は一月一日から十二月三十一日までとする。

第四条 総会

- 一、 定期総会は年一度、原則として三月に開催され、必要があれば随時臨時総会を開催する。
- 二、 会員十名以上の連名による書面での要請があつた場合は、役員会は総会を招集する義務を負う。
- 三、 総会における全ての議決（本会則の変更を除く）は、投票の過半数をもつておこなうものとする。
- 四、 総会における議長職は会長またはそれに準じた者がつとめる。
- 五、 総会における議決の際、賛否同数となつた場合は、議長職権により可・否・保留の決定を行なう事が出来る。

第五条 役員

- 一、 本会の目的遂行の為、役員を若干名置く。
- 二、 役員の任期は二年とし、その再選を妨げない。
- 三、 役員の選出は立候補者の中から総会での承認をもつてその任に就く。
- 四、 役員会は中心となつて本会を運営し、原則として毎月一度召集される。

第六条 役員およびその任務

- 一、 総会での承認後出来るだけ早い時期に役員会を開き、左記の役員を互選によつて選出する。
 - 会長（一名）
 - ◆ 本会を代表し、運営・統括の最高責任者であり、役員会を召集する権限を持つ。
 - 副会長（二名）
 - ◆ 会長を補佐し、会長不在または任務遂行が不可能な場合は会長職を代行する。
 - 会計（一名）
 - ◆ 本会の金銭に関する管理・出納の責任を持つ。
 - 書記（一名）
 - ◆ 事務一般の責任者であり、役員会議事録の作成と保存を行なう。
 - 監査役（一名）
 - ◆ 随時会計監査を行ない、総会に於いて報告する。
 - ◆ 会長及び会計以外の役員が兼任する事が出来る。
 - 渉外（若干名）
 - ◆ 行事や催し物、図書等の準備・運営等の責を負う。
- 二、 役員の任務の遂行が長期にわたり不可能になつた場合、又は欠員が生じた場合は、必要に応じ役員会を召集し、あらたに互選により選出する。

第七条 役員会の権限

- 一、 本会運営規則（補則）の改訂。
- 二、 会則に従つて行なう本会の活動全ての議決権を有する。
- 三、 会則の定める処により、会員の除名を決定出来る。
- 四、 役員会は会員の慶弔時の際に、適宜必要と思われる処置（祝電・献花等）をとる。

第八条 修正及び改訂

本会則は、総会に於いて出席者の三分の二の同意により、改訂及び修正する事が出来る。

第九条 会員の権利

- 一、 本会会員（十六才以上）はすべての総会に於いて一票を投ずる事により、或は委任状の提出により総会での意志表示が出来る。
- 二、 会員は、全ての総会に於いて事前の承認なく、いかなる案件をも議案として提出する事が出来る。

第十条 会員の除名

会の名譽を著しく傷つけたり、他の会員に多大の損害を与えた会員は除名される。

第三章 補則（本会運営規則）

第一条 定例総会及び臨時総会

- 一、 総会の開催期日及び場所は、役員会にて決定される。
- 二、 役員会は、総会開催の日時・場所・議題等について全会員に書面を持って事前に通知しなければならない。
- 三、 臨時総会召集
 - ア、 役員会の議決により召集出来る。
 - イ、 会員からの要請に基づき臨時総会を召集する。

第二条 本会活動に關しての事務処理における出費

- 一、 各役員は、その担当業務遂行に必要とした費用を会計担当者に事後請求出来る。
- 二、 出費が三十ドルを越える場合は役員会の事前の承認を必要とする。
- 三、 正・副会長及び会計担当者は一件あたり百ドルを越えない出費に關して、合議の上、役員会での事前の承認無しで出費決済する事ができる。
- 四、 役員会での事前の承認を得ない出費に關しては、決済後最初の役員会に於いて報告し承認を受けなければならない。

当会則は一九九九年 四月 十八日、当所カルガリー日系文化・シニアセンター に於いて開催された総会に於いて承認され、成立した事を認める。

尚、当該役員署名の上確認する。

会長

書記

副会長

会計

会計監査